

入 退 会 規 定
入会金及び会費規定

(一社) 沖縄県サッカー協会

一般社団法人沖縄県サッカー協会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県サッカー協会(以下「本協会」という。)定款にもとづき、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(入会)

第2条 本協会の会員になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本協会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

(1) 本協会の目的に賛同するものである事。

(2) 本協会の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規程にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会の承認後に社員総会に推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 入会者は、入会后すみやかに「入会金及び会費規程」第2条、第3条に定める入会金及び年会費を支払わなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、名誉会員については、理事会の決議により入会金及び会費を免除することができる。

(退会)

第4条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款10条の規定により、一年以上会費を滞納したとき、当該会員は退会したものとみなす。

3 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第5条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

補 足

1 正会員であった者が、特別な事由により、あらためて入会申請をした場合、理事会において再入会が承認された者においては入会金を免除することができる。

2 法人が賛助会員として入会を希望する場合、入会金5万円(5口×1万円)を納付するものとする。また、年会費5万円(5口×1万円)を毎年度納めなければならない。

一般社団法人沖縄県サッカー協会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県サッカー協会(以下「本協会」という。)定款にもとづき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、会員の種別に応じて、次の掲げるところによる。

- | | | |
|--------|----|----------------------------|
| ① 正会員 | | 金 5,000円 |
| ② 賛助会員 | 1口 | 金 10,000円 (法人は5口、金50,000円) |
| ③ 名誉会員 | | 金 5,000円 |

(年会費)

第3条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- | | | |
|--------|----|----------------------------|
| ① 正会員 | | 金 5,000円 |
| ② 賛助会員 | 1口 | 金 10,000円 (法人は5口、金50,000円) |
| ③ 名誉会員 | | 金 5,000円 |
- 2 事業年度の中で入会した会員の年会費も前項の通りとする。

(変更)

第4条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。